

## 保育の必要性の認定要件(基準)について

認可外保育施設等保育料補助金の交付を受ける保護者は下記のいずれかの理由が必要で  
す。各認定要件に該当するかどうかについては、提出書類に基づき、審査を行います。

- ① 保護者・児童ともに阿波市に住民票がある。
- ② 児童の保護者が次のような理由により、児童を保育することができないと認められる場合に限る。

保育を必要とする理由	内 容	提出書類
就労 (月 48 時間以上)	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅 内就労等、基本的に全ての就労	・就労証明書
母親の出産	母親が出産の前後(産前 8 週間・産後 8 週 間)の場合(※1)	・出産要件に関する申立書 ・母子手帳の写し(分娩予定日が確認 できる部分)
病気等	保護者が病気や心身に障がい等があり、 保育が困難と診断された場合	・病気等の状況に関する申立書 ・診断書または障害者手帳の写し
病人の看護等	同居の親族を常時看護・介護している場合	・介護・就学等要件に関する申立書 ・診断書または介護認定等の写し
災害等	保護者が震災、風水害、火災等でその復旧 に当たっている場合	・介護・就学等要件に関する申立書 ・罹災証明書等確認できる書類
求職活動	就労予定(求職活動中)の場合 (起業の準備を含む)(※2)	・求職活動申立書 ・ハローワーク等の証明
就学、職業訓練等	就学している場合(職業訓練を含む)	・介護・就学等要件に関する申立書 ・在学証明書、学生証等の写し
児童虐待、DV 等	児童虐待や DV のおそれがある場合	・介護・就学等要件に関する申立書 ・内容が分かる証明書
育児休業	育児休業取得前から、すでに保育施設を 利用している児童の継続利用が必要である 場合(※3) ※新規申込の児童は該当しません。	・育児休業取得証明書

※1 出産要件での認定については、出産(予定)日の8週間前から出産後8週間を経過する日の属する月  
末までが有効期間となります。

※2 求職活動中の方は、認定を受けた日より90日を経過する日の属する月末までが有効期間となります。  
有効期間内に就労されると、認定期間が延長されます。(※就労証明書等の提出が必要です。)

※3 育児休業の要件については、認定を受ける以前より保育施設に継続して在籍している児童に限り適用  
となります。

◎ 申込み時に上の表の「保育を必要とする理由」を証明する書類が必要となります。

◎ 上記「保育の必要な理由」に該当しなくなった場合は、認定の取り消しとなります。(施設の利用継続は  
可能ですが、保育料については無償化の対象とはなりません。)